

## 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

自宅に看護師等を派遣し医療的ケアを提供します。  
**対**区内在住で家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている方のうち、次のいずれかに該当する方①重度の知的障害(愛の手帳1・2程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で、自ら歩行ができない)の方で、18歳未満の時にその状態になった方②重症心身障害児に該当しない医療的ケアが必要な18歳未満の障害児  
**利用時間**／1回あたり1～4時間(年288時間以内)  
**費**世帯の課税状況により一部利用者負担あり(生活保護世帯、区民税非課税世帯は無料)  
**問**総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX 5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX 6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX 5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX 3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX 3326-6154)



## 高齢者

### 老い支度講座

**日**6月13日(金)午後2時～4時  
**場**成城ホール集会室  
**講**弁護士  
**申**6月3日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。年齢も明記)で(社福)世田谷区社会福祉協議会成年後見センター(☎6411-3950 FAX 6411-2247)へ 先着50人

### オンライン体操教室～暑い夏、涼しい自宅で気軽に体を動かしてみよう!

**内容**／ストレッチや体操、食と栄養・お口の機能アップ術、社会参加の講話など  
**対**次の全てに該当する方①区内在住の65歳以上で、原則全7回参加できる②パソコン・タブレット・スマートフォン等をお持ちで、インターネット環境がある  
**日**6月23日(月)午前10時～11時30分、7月7・14・28日、8月4・18・25日いずれも月曜午前10時30分～11時30分  
**備**6月23日は、三茶しゃれなあどホール(三軒茶屋1-41-10)でオリエンテーション及び操作の不安な方を対象にZoom教室を実施。  
担当=介護予防・地域支援課  
**申**6月10日までに、**区HPQ 20416** からオンライン手続き、または電話、ファクシミリ(記入例3面)で☎せたがやコールへ 先着20人程度



## 税金

### 会社の決算等の説明会

**内容**／法人税及び消費税の確定申告書を作成するうえでの注意点など

税務署	日時	会場	法人会のホームページ
北沢	6月19日(木) 午後1時30分～4時 (6月12日までに申込)	北沢法人会 (梅丘1-43-1)	
玉川	6月9日(月) 午後1時30分～3時 40分 (6月2日までに申込)	玉川税務署 (玉川2-1-7)	

**備**詳しくは、ホームページ(前記二次元コード)をご覧ください。  
**申**ホームページ(前記二次元コード)から申込み  
**問**税務署(北沢 ☎3322-3271、玉川 ☎3700-4131)



## 年金

### マイナポータルからできる年金等受給関係の手続きがあります

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ

ポータルを通じてスマートフォン等から手続きができます。

### 電子申請の対象となる届書

- ・老齢年金請求書(ハガキ型を含む)
- ・年金生活者支援給付金請求書(ハガキ型)
- ・年金受取機関変更届
- ・扶養親族等申告書

**備**年金の未加入期間がないなど、一定の条件を満たす方が対象です。

**問**日本年金機構ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(050で始まる電話からは ☎03-6700-1165)、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(音声案内「1」→「2」) FAX 3421-1147

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください▶



## 子ども・若者

### 子ども食堂に関する補助金等の申請受付

#### ①子供食堂推進事業補助金(都・区)

**助成内容**／子ども食堂運営にかかる費用

#### ②子ども食堂運営助成金(社協)

**助成内容**／子ども食堂へ参加する全ての方の食材費の一部

#### ③多世代食堂支援事業補助金(区)

**助成内容**／子どもと保護者以外の区民(多世代)の方の食材費等の一部

**対**区内で子ども食堂を運営している団体または個人  
**募集期間**／①～③通年分=5月15～30日②③下半期分=10月1～17日 ※いずれも必着。

**備**詳しくは、募集要領(地域社会福祉協議会事務所、ホームページ([HP https://www.setagayashakyo.or.jp/](https://www.setagayashakyo.or.jp/)))にあり)をご覧ください。

**申**所定の申請用紙(募集要領にあり)を郵送または持参で(社福)世田谷区社会福祉協議会(〒157-0066 成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階 ☎5429-2233 FAX 5429-2204)へ



## 健康・衛生

### 麻しん・風しんワクチン(MRワクチン)の定期接種期間を延長しました

**対**第1期=令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方  
第2期=平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方  
第5期=昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であると判明した方  
**接種期間**／9年3月31日まで

**場**指定医療機関

**備**接種費用は無料。詳しくは、第1・2期の方=**区HPQ 3083**、第5期の方=**区HPQ 15599**をご覧ください。

担当=世田谷保健所感染症対策課

**問**世田谷区予防接種コールセンター  
☎03-5432-2437 FAX 03-5432-3022

### 胃がん検診(内視鏡)のご案内

**対**区内在住の50歳以上で、職場等で内視鏡による胃がん検診の機会がない方(2年に1回) ※同一年度に胃がん検診(エックス線撮影法も含む)を受診済の方、前年度に胃がん(内視鏡)検診を受診済の方、胃腸の病気で加療中の方等は対象外です。服薬の状況等により医師の判断で受診できない場合があります。

**受診期限**／8年3月31日

**場**区内の検診実施機関

**費**1500円(生活保護等受給中の方及び6年度住民税非課税世帯の方(世帯全員の5年度分所得が非課税の場合)は無料)

**備**受診要件等の事前確認のため、できる限り電話でお申し込みください。

担当=世田谷保健所健康企画課

**申**電話、ハガキ、ファクシミリ(記入例3面。検診名、生年月日、性別、日中連絡が取れる電話番号も明記)またはホームページで世田谷区がん検診受付センター(〒156-0043 松原6-37-10 ☎03-6265-7573 FAX 03-6265-7559 [HP https://www.setagaya-kenshin.com/](https://www.setagaya-kenshin.com/))へ

### 区民健康診断

**内容**／問診・計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査、食事診断等(診断書は発行できません)  
**対**8年3月31日現在16～39歳の区民で、お勤め先等で健康診断を受ける機会のない方(年度内1回限り)  
**費**500円  
**申****区HPQ 3057** からオンライン手続き 先着40人程度  
**問**総合支所健康づくり課(世田谷 ☎5432-2893 FAX 5432-3074、北沢 ☎6804-9355 FAX 6804-9044、玉川 ☎3702-1948 FAX 3705-9203、砧 ☎3483-3161 FAX 3483-3167、烏山 ☎3308-8228 FAX 3308-3036)

### 健康のための講座(保健センター)

①心とからだのハッピーライフ講座(宇奈根)(全4回)  
②6月27日～7月18日の毎週金曜午後2時～3時30分  
②体脂肪を減らす食事講座(全2回)  
③7月4・11日いずれも金曜午後2時20分～3時50分  
③体成分測定&からだづくり教室(全12回)  
④7月7日～10月20日の毎週月曜午後1時30分～3時(祝日を除く)

**場**①リコー総合グラウンド(宇奈根1-5-1)②③保健センター(松原6-37-10)  
**費**②③1回400円(指導料)  
**備**対象・定員等詳しくは、ホームページ(後記二次元コード)をご覧ください。  
**申**5月19日までに、ホームページで保健センター(☎6265-7473 FAX 6265-7429)へ



### 貯水槽の衛生管理をしてください

貯水槽は水道水をいったんためて給水する設備です。貯水槽内部には、徐々に水アカや砂等の汚れが蓄積していくため、管理者は次の管理を実施してください。  
☑年1回、貯水槽を清掃  
☑月1回、貯水槽の破損の有無や貯水槽内部を点検  
☑毎日、蛇口の水を無色透明なコップにとり、異常の有無を確認

**問**世田谷保健所生活保健課  
☎5432-2905 FAX 5432-3054  
**区HPQ 3169**

世田谷区貯水槽衛生管理普及啓発キャラクター「ちよすいぞう」▶



### 若年がん患者の在宅療養を支援します

居宅サービスや福祉用具等に支払った経費のうち、自己負担を除いた額を助成します。  
**対**区内在住の40歳未満のがん患者(医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)で、他の制度において同等の給付を受けることができない方

区分	サービス利用上限額	自己負担
主治医意見書作成費用	5000円	なし
ケアプラン作成費用	1万5000円/1か月(初月のみ2万5000円)	なし
居宅サービス利用料	6万円/1か月	1割(生活保護受給者は無料)
福祉用具貸与費用		
福祉用具購入費用	10万円/年間	
住宅改修費用	20万円/1回のみ	

**備**対象となるサービス等詳しくは、**区HPQ 3280**をご覧ください。

**問**世田谷保健所健康企画課  
☎5432-2447 FAX 5432-3019

6面へつづく【健康・衛生】